

函館市専門家派遣型D X・生産性向上支援事業実施要綱

(事業の内容および目的)

第1条 本事業は、デジタル技術を活用し、生産性の向上や自社の全体最適化を図る市内中小企業等の取り組みを支援するため、専門的な知識を有する者を派遣して課題の抽出や助言のほか、中・長期のD X戦略策定を支援することにより、市内中小企業等における経営改善や経営のデジタル変革を促進し、もって地域経済の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 専門家 函館市内および近郊に居住し、または事業所を有する者であり、かつ別表1に定めるところとする。
- (2) 専門家派遣機関 函館市専門家派遣型D X・生産性向上支援事業委託業務の受託者のことをいう。
- (3) 派遣 前号に掲げる専門家の所属機関が、市長から診断助言に係る業務の委託を受け、市内中小企業等に対し、所属する専門家を派遣して診断助言を実施することをいう。
- (4) 生産性向上 各種経営資源の投入によって、売上げやサービス、品質、顧客満足度等が向上するなど、生み出される成果の割合が増大することを言う。
- (5) D X デジタルトランスフォーメーションの略称で、企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立することをいう。
- (6) 中小企業等 別表2に掲げるとおりとし、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する企業のほか、小規模事業者および個人事業主のことをいう。また、税理士法、社会福

社労務士法人等のいわゆる士業法人は、中小企業基本法に規定する会社の範囲に含むものとする。

(7) 市内中小企業等 函館市内に事業所（本店、支店、工場等）を有する中小企業等をいう。

(8) 企業グループ 2以上の中小企業等により構成されるグループであって、かつ中核的役割を担う代表企業および構成員の2分の1以上が市内中小企業等に該当するものをいう。

（利用対象者）

第3条 本事業の利用対象者は、市内中小企業等または企業グループであって、次のいずれにも該当する者とする。ただし、別表3に示す事業および社会常識上もしくは倫理上好ましくない事業（公序良俗に反する行為、犯罪的行為またはそれに結びつくもしくは引き起こす行為を伴うもの）を行っている者を除く。

(1) 専門家派遣の申請日から起算して直近2期以上、専門家の派遣を希望する事業に係る実績がある者。ただし、その代表者が他の中小企業等において当該事業を営んでいた、または現に営んでいる場合は、両者を通算するものとする。

(2) 市税を滞納していない者

（事業の手順等）

第4条 本事業は、次の2つの事業区分からなる。

(1) 生産性向上支援型専門家派遣事業 主に工場などの生産現場において労働生産性を高めるため、専門家が申請者に対し診断助言を行う事業

(2) DX推進支援型専門家派遣事業 DXによる中小企業等の全体最適化に向けたDX戦略の策定を支援するため、専門家が、申請者に対し診断助言を行う事業

2 前項各号の専門家派遣事業については、次の各号の手順等により実施する。

(1) 専門家派遣申請 専門家の派遣を受けようとする市内中小企業等および企業グループ（以下「派遣申請者」という。）は、別に

定める期間内に、第1号様式の専門家派遣申請書に次に掲げる書類等を添付し、市長に申請しなければならない。

ア 直近2期分の事業年度に係る決算書類の写し（企業グループが申請する場合は、各中小企業等が提出すること。）

イ 函館市の市税を滞納していないことを証する書類（企業グループが申請する場合は、各中小企業等が提出すること。）

ウ 派遣申請者の概要が確認できる企業概要やパンフレット等の資料（企業グループが申請する場合は、各中小企業等が提出すること。）

エ 企業グループが申請する場合は、構成員の関係性がわかる資料
オ その他市長が必要と認める書類等

(2) 診断助言実施計画書の提出 市長は、申請内容に基づく調書を作成して第2条に規定する専門家派遣機関に提供するとともに、当該機関から第2号様式の診断助言実施計画書を提出させるものとする。

(3) 専門家派遣の決定 市長は、前号の診断助言実施計画書の内容が適当と認められるときは、当該計画を承認し、専門家の派遣を決定する。

また、当該決定の後、市長は、専門家派遣機関に対し、第3号様式の専門家派遣依頼書により診断助言を依頼するとともに、派遣申請者に対しては、第4号様式の専門家派遣通知書により専門家の派遣が決定した旨を通知する。

(4) 派遣日数の制限 同一年度内における1派遣申請者への専門家の派遣は、原則として、生産性向上支援型専門家派遣事業は延べ2日間を限度とし、DX推進支援型専門家派遣事業は、延べ3日間以上5日間を限度とする。

また、日数の算定にあたっては、4時間以上の診断助言を行った日を1日分とし、2時間以上4時間未満の診断助言を行った日を半日分とすることができる。

(5) 診断助言実施計画の変更 専門家は、生産性向上支援型およ

びDX推進支援型専門家派遣事業におけるヒアリングの中で、申請者の事業区分や実施期間の認識に齟齬があると判断した場合など、診断助言実施計画書のスケジュール等を変更しようとするときは、申請者との合意のもと、事業区分や期間の変更について第5号様式により市長に届け出することとし、速やかに承認（第6号様式）を受けるものとする。

なお、事前に承認を受けることなく、診断助言実施計画のスケジュール等に変更がなされたときは、市長は、謝金を支払わないものとする。

- (6) 診断助言の中止 診断助言の途中において、その効果が見込めないと専門家が判断した場合、市長は、専門家からの報告に基づき、当該診断助言を中止することができる。
- (7) 中間状況報告 市長は、必要があると認めたときは、派遣申請者への派遣が完了する前に、専門家に対し、中間状況報告を求めることができる。
- (8) 派遣期間の延長および短縮 専門家の派遣期間は、天災その他やむを得ない事情がある場合または市長が必要と認める場合に、延長または短縮することができる。
- (9) 診断助言完了の報告 市長は、第3号および第4号で決定した派遣日数を終了したときまたは第6号の規定により派遣を中止したときは、最終の診断助言をした日から30日以内に、派遣された専門家から第7号様式の診断助言完了報告書を、専門家の派遣を受けた者から第8号様式の診断助言受入報告書をそれぞれ提出させるものとする。
- (10) 事後調査 市長は、専門家による診断助言完了後の状況把握および効果測定などを目的とした調査等を実施することができるものとし、専門家および専門家の派遣を受けた者は、この調査等に協力しなければならない。
- (11) 周知・啓発 市長は、必要と認めるときは、本事業の周知に係るセミナー等を開催するものとし、専門家および専門家の派遣

を受けた者は、これに協力するものとする。

(専門家派遣機関の登録事務等)

第5条 専門家を派遣する機関の登録事務等は、次の各号の手順等により実施する。

- (1) 選定方法 市長は、専門家が所属する機関に対し、第9号様式の専門家派遣機関登録依頼書により本事業の専門家派遣機関としての登録を依頼するものとする。
- (2) 専門家派遣機関の登録 前号の依頼を受けた機関において、本事業における専門家派遣機関としての登録を承諾する場合は、第10号様式の専門家派遣機関登録承諾書を市長に提出するものとする。
- (3) 登録内容の変更・廃止 前号に掲げる専門家派遣機関として登録した機関において、登録内容の変更または登録の廃止をする場合は、第11号様式の専門家派遣機関登録（変更・廃止）届出書を市長に提出するものとする。
- (4) 専門家派遣機関としての登録期間 専門家派遣機関の登録期間は、登録年度の3月末日までとする。

(補足)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 2 条関係）

専門家の分類	専門家	内容
I T ・ I o T (※1) の専門家	函館市内および近郊に居住または勤務し、北海道 I T コーディネータ協議会に所属する I T コーディネータ	延べ 2 日間を限度として派遣。 主に I o T 機器やロボット等を活用した部分最適化に向けた診断助言を行う。
ロボット等の専門家	(公財) 函館地域産業振興財団に所属するロボットや機械・装置など電気電子に関連したもののづくりを支援する研究員。主にロボットや機械・装置等の仕組み、活用に関する知見を有する者	
D X の専門家	上記 I T コーディネータならびに、函館市内および近郊に居住または勤務し認定 D X アドバイザー資格を有する者	延べ 3 日間以上 5 日間を限度として派遣。 D X 診断助言を行い、D X 戦略の策定を支援する。

※ 1 I o T とは、モノが人を介さずにインターネットに繋がること。遠隔でモノを操作したり、状態を把握したり、何かを検知したり、モノ同士で情報を通信する技術。

別表 2（第 2 条関係）

業種分類 (※ 2)	資本金の額または 出資の総額	常時使用する 従業員数(※ 3)
小売業・飲食店	5 千万円以下	50 人以下
サービス業	5 千万円以下	100 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
上記以外の産業	3 億円以下	300 人以下

※ 2 中小企業等の業種分類は、総務省が公表している日本標準産業分類による。

※ 3 「常時使用する従業員」とは、労働基準法第 20 条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を意味する。

別表 3（第 3 条関係）

業種分類	左記の業種分類のうち、補助対象とならない事業
不動産業	投機的取引を行っている土地ブローカーなど
興信所	専ら個人の身元調査等を行う探偵業など
娯楽業	風俗関連営業，パチンコホール，競輪・競馬等に係る事業など
旅館業	モーテルなど
浴場業	特殊浴場のうち風俗関連営業
民間職業紹介業	芸妓周旋業
その他の業種	宗教団体，政治・経済・文化団体，非営利的団体，公務，集金業，取立業